

室蘭市 令和6年度 保育所等入所のご案内



目次

- ・ 保育所等の入所／保育時間について ……1ページ
- ・ 入所申請のながれについて ……2ページ
- ・ 入所申請方法／新年度入所(令和6年4月中)について ……3ページ
- ・ 保育を必要とする事由(必要書類を含む)について ……4ページ
- ・ その他の保育サービス／保育料(0～2歳児)について ……5ページ
- ・ 入所後の留意事項について ……6ページ
- ・ 施設の一覧／市ホームページについて ……7ページ

この冊子は「保育所」「認定こども園のうち2・3号(保育部門)」「小規模保育事業所」のご案内です

※「認定こども園」は「保育所」と「幼稚園」が一体となった施設です

※「小規模保育事業所」は0～2歳児のみを対象とした定員19人以下の施設です

※「幼稚園」「認定こども園のうち1号(幼稚園部門)」は直接、各施設への申請となります

【問い合わせ先】

〒051-8511 室蘭市幸町1-2

室蘭市 保健福祉部 子育て支援課 こども育成係

TEL:0143-25-2400 FAX:0143-25-2401

Eメール:kodomo@city.muroran.lg.jp



保育所等の入所について

- 「保育所・認定こども園〔保育部門〕・小規模保育事業所」(以下、保育所等)の入所は、必ず住民票のある市町村へ申請する必要があります(やむを得ない理由により、他市町村の保育所等をご希望する場合は、事前にご相談ください)。
- 保育所等の入所には、保育を必要とする事由(要件)が必要です(詳しくは4ページ「保育を必要とする事由(必要書類を含む)について」をご覧ください)。

認定区分		対象となる就学前の子ども		利用できる主な施設
1号認定 (幼稚園部門)	・教育標準時間	満3歳以上(2号認定を除く)		幼稚園、認定こども園 (各施設経由で申し込み)
2号認定 (保育所部門)	・保育標準時間 ・保育短時間 (小規模保育事業所は 保育短時間のみ)	満3歳以上	保護者の労働や疾病等により 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 、小規模保育事業所 (室蘭市に直接、申し込み)
3号認定		満3歳未満		

保育時間について

保育時間(月～土)は、保育を必要とする事由により異なります。
 ※各事由による保育時間は4ページの「保育を必要とする事由(必要書類を含む)について」をご覧ください(事由に該当しなくなった時点で、施設から退所していただく必要があります)

●就労要件による入所の場合の1か月当たりの就労時間と保育時間

- 父母の就労時間がそれぞれ120時間以上 ⇒ 原則「保育標準時間」
 - // 120時間未満 ⇒ 原則「保育短時間」
- ※小規模保育事業所については、「保育短時間」のみの利用となります。

7:30		18:30	19:30
保育標準時間			延長保育
7:30	8:30	16:30	19:30
延長保育	保育短時間		延長保育

・1ヶ月あたりの就労時間が120時間未満であっても、1日の就労時間に通勤時間等を加えた時間が「保育短時間」(8:30～16:30)を超える場合は、「保育標準時間」の利用が可能です。

・通勤時間等は出勤時・帰宅時とも原則、各1時間程度と計算するため、就労時間が9:30～15:30の範囲内の場合、就労時間に通勤時間等を加えても8:30～16:30の範囲内となり、「保育短時間」の利用となります。

※ただし、月4回以上、就労時間と通勤時間等の合計が8:30～16:30の範囲を超える場合は「保育標準時間」の利用が可能です。

※就労時間が「保育短時間」の範囲内ではあるものの、何らかの理由により「保育標準時間」を希望する場合は、その理由がわかる書類(雇用先に提出している通勤届の写し等)を提出していただき、「保育標準時間」の利用が可能かを確認させていただきます。

1 市へ申請(窓口・郵送・マイナポータル)

申請書兼申込書・心身状況表・父母等の要件書類等の必要書類(3ページの「入所申請方法について」をご覧ください)を全て整え、申請してください(不足書類がある場合は、受付できません)

2 市が「保育の必要性」を認定し利用調整

入所選考基準の点数に基づき、保育の必要性の高い世帯から認定し、「4面接」となります。面接日については、各施設から連絡します。

定員に空きあり

定員に
空きなし

3 ①「入所保留(空き待ち)」 ②「入所希望施設の追加または変更」

①全ての入所希望施設の定員に空きがない場合、入所保留通知書を送付します。退所等により希望施設に空きが出た場合は市から連絡し、「4面接」となります。

②入所希望施設の追加または変更も可能です。追加または変更した施設の定員に空きがあれば、「4面接」となります。

4 面接

入所する子どもの健康や発育状況を確認するため、必ず面接を受けていただきます。必ず子どもと一緒に面接してください。
※特別な支援が必要である場合、入所できない場合もあります。その場合は「3 ①入所保留(空き待ち)、②入所希望施設の追加または変更」となります。

5 入所決定

市から支給認定通知書等を送付します。入所決定後の辞退は、他の入所希望者や施設に大変、迷惑となりますので、入所希望施設には必ず、利用可能な施設のみをご記入ください。
※入所決定後の辞退は、次回以降の利用調整の際、減点対象となります。

6 入所

一定の期間、慣らし保育を実施します。
※慣らし保育とは子どもが集団生活に慣れるため、通常、2週間程度をかけ、段階的に短い保育時間から通常の保育時間に移行することを言います。

入所申請方法について

- 申請は、入所希望日の3か月前から可能です。
- 子育て支援課（本庁舎1階）へ直接、または郵送やマイナポータルからも申請できます。
※不足書類がある場合は、受け付けできません。必ず、事前に必要書類をご確認ください。
※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで申請できます。申請方法は7ページ「市ホームページについて」をご覧ください。

●必要書類

①支給認定申請書兼保育所等利用申込書（2・3号申請用）

- ・太枠内の全てに記入ください。

②心身状況表

- ・お子さまの現在の状況を記入してください。入所する子どもの発達、アレルギーや疾患の状況等、気になることがあれば、お早めに子育て支援課にご相談ください。

③父母の要件書類

- ・父母分の要件書類（発行日が申請日から3か月以内のものを用意してください）。
- ・入所保留（空き待ち）となる場合は、65歳未満の同居人の要件書類も必要です。

④身分確認書類

- ・来庁する方の身分確認書類をご持参ください
- ・※郵送の場合は、必ずコピーを同封してください。

⑤マイナンバーがわかるもの

- ・同居家族全員のマイナンバーが必要です。
- ・※郵送の場合は、コピーを同封してください。

新年度入所（令和6年4月中）について

新年度入所については、下記の日程で申請を受付けます。（第一次選考）

11月1日（水）～	申請書類配布開始
11月27日（月） ～12月27日（水）	申請受付開始 （子育て支援課窓口・郵送（12月27日（水）必着） ・マイナポータルから申請可能）
1月4日（木） ～1月12日（金）	市で利用調整（面接施設を調整）
1月15日頃	市から面接施設の案内通知を送付※
1月22～26日頃	各施設で面接
2月初旬	市から入所の可否を通知

・2次選考：令和5年12月28日（木）～令和6年1月31日（水）

・3次選考：令和6年2月1日（木）～2月16日（金）〔以後、随時〕

※ 全ての入所希望施設で面接対象とならなかった場合、面接は実施せず、入所保留（空き待ち）となります。その場合は、面接可能となった時点でご連絡いたします（詳しくは2ページ「入所申請のながれについて」をご覧ください）。

保育を必要とする事由（必要書類を含む）について

入所申請には、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当し、それを証明する書類の提出が必要です。

保育を必要とする事由		必要書類(例) ※申請の3か月以内に発行されたもの	保育時間
就労	月60時間以上、常態的に労働に従事 (パートタイム・夜間・居宅内の労働を含む)	・就労証明書	申請内容によっては保育標準時間で利用できる
就学	通学(職業訓練校等を含む)	・在学証明書	
疾病・障がい	病気や障がいにより、家庭での保育が困難	・診断書 (「家庭での保育が困難」の明記が必要) ・各種障害者手帳	
介護・看護	常時、病気や障がいのある同居親族の 介護・看護にあっている	・被介護者、被看護者の診断書 ・介護・看護状況申立書	
妊娠・出産	妊娠中か出産後間もない ※出産予定日の6週間前(多児妊娠の場合は14週間前)から出産日の8週間後の月の末日まで(出産予定日の6週間よりも長い期間で産前休業を取得する場合、産前休業の開始日より認定します)。	・母子健康手帳のコピー (保護者名と出産予定日が記載されているページ)	
災害復旧	火災・風水害・震災・その他災害の復旧にあっている	・申立書 ・り災証明書等	
虐待やDVのおそれ	児童虐待、配偶者からの暴力等により保育を行うことが困難な場合	・配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書	保育短時間
求職活動	求職活動(起業準備含む) ※認定期間は求職活動開始後90日目 が属する月の末日まで	・ハローワーク受付票 ・雇用保険受給資格者証 ・就職サイトの登録情報のいずれか (受理日、ログイン日が3か月以内のもの)	
育児休業(新規入所時は対象外)	育児休業期間中に保育所等を引き続き利用することが必要な場合 ※認定期間は子どもが1歳を迎える前日まで	・就労証明書 (育児休業期間が証明されたもの)	
多胎児育児	認定期間は多胎児(0~2歳児)を育児している世帯 ※認定期間は多胎児が3歳に達する日以降の最初の年度末まで	なし	
その他市が認める事由に該当する場合			

□就労証明書の提出にかかわる注意事項

下記のいずれかに該当した場合、支給認定の取り消し、または保育所等を退所となる場合があります。

- ・就労先事業者等に無断で作成または改変した場合(刑法上の罪に問われる場合があります)。
- ・雇用期間終了(有期雇用の場合)までに、更新後の証明書を提出しない場合。
- ・就労時間や復職日等の内容に変更があったにもかかわらず、変更後の証明書を提出しない場合。
- ・市が就労実態等を確認するため、追加で提出を求めたシフト表・給与明細等の書類が提出されない場合。

その他の保育サービスについて

利用にあたっては、別途、手続きが必要な場合があります。

	対象子ども・内容	利用時間	料金
乳児保育	生後57日目以降の乳児	保育時間と同じ	
特別支援保育	原則、3歳以上で集団保育が可能な子ども	保育時間と同じ	
延長保育	仕事や家庭の事情で保育が必要な子ども ※施設の受け入れ体制によっては、18:30までとなる場合があります。	「標準時間保育」認定 18:30～19:30 「短時間保育」認定 7:30～8:30 16:30～19:30 「小規模保育事業所」 (短時間保育認定のみ) 7:30～8:30 16:30～18:30	1時間200円 ※「保育短時間」認定の7:30～8:30、16:30～18:30までの1か月当たりの延長保育利用料は3,000円が上限額です。
病児保育	保育中に発熱するなど体調不良となった子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、専用の保育室で保育		
休日保育	保護者が休日に就労している子ども ※満1歳児未満の子どもなどを除く	8:00～18:00	
一時預かり	急な用事や短期のパートタイム就労、育児疲れ等により、家庭での保育が一時的に困難となった満6か月以上の子ども ※常盤保育所では満1歳以上の子どもを対象に休日一時預かりも実施しています。 ※一時預かりは主に保育所等に未入所の子どもが対象のサービスです。	9:00～17:00 原則、週3回以内	3～5歳児 1,200円 0～2歳児 1,600円 (日額)

※年齢は利用する月の初日時点

保育料(0～2歳児)について

- 3～5歳児クラスの子どもの保育料は無料です(下記保育サービスにかかわる料金や実費徴収分等を除く)。
- 保育料の納入は原則、口座振替をご利用ください。月途中での入退所者のみ、日割り計算となります。
- 保育料は入所する子どもと生計を同じくしている父母または祖父母等、家計の主宰者である扶養親族の市民税額(4～8月分の保育料は前々年度収入をもとにした前年度市民税額、9～3月分保育料は前年度収入をもとにした今年度市民税額)を合算した額に基づき月額で決定します。
- 入所する子どもと同居する者が「ひとり親世帯」、「在宅障害児(者)のいる世帯(障害者手帳・特別児童扶養手当・障害基礎年金等の各種証明書類が必要)」、「その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める世帯」に該当する場合は、保育料が軽減される場合があります。
- 婚姻や離婚、家族の転出等、世帯の状況に変更があった場合や市民税の修正申告を行った場合は、保育料が変更となる場合がありますので、保育所等または子育て支援課にご連絡ください。
※世帯の状況に変更があった場合の保育料の変更は、変更があった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその月)から、市民税の修正申告を行った場合の保育料の変更は、当該申告を行った旨が確認できる書類の提出があった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその月)からの適用となります。
ただし、年度を越えた保育料の還付は行いません。
- やむを得ない場合を除き、理由なく保育料を滞納した場合は、法令等に基づき、給与や預貯金等の差押えを行う場合があります。

入所後の留意事項について

- 休所日は日曜日、祝日、年末年始です。年末年始の期間は、施設によって異なることがあります。
- 体調不良や家庭の事情により、保育所等を欠席する場合は、指定された時間までに必ず利用施設へ連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、こどもの安全を守る観点から、施設より状況確認の連絡をさせていただきます。
- 1年に1回(9~10月頃)世帯の状況確認のため、各保育所を通じ、現況届の提出をお願いしています。提出の際は入所申請時と同様に、要件書類(就労証明書等)が必要となります。
- 退所する場合は必ず退所する日までに退所届を利用施設または子育て支援課へ提出してください。
- 入所中に利用施設を変更したい場合は、保育所等転所申請書を利用施設または子育て支援課へ提出してください。
- 保護者の就労状況や家庭状況等の変更により支給認定の内容に変更が生じる場合は、支給認定等変更届に必要な書類を添付の上、利用施設または子育て支援課に提出してください(変更により保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなかった場合は退所となる場合があります)。
- 支給認定証の発行を希望する際は、別途申請を行う必要がありますので、子育て支援課へ連絡ください。申請しない場合でも、支給認定通知書は発行可能です(どちらの書類も記載内容は同じです。支給認定証は、退所や支給認定内容に変更があった際は返還が必要となります)。
- 保育料の他に別途、給食費等の実費や、父母会の会費等が徴収される場合があります(詳しくは直接施設までご確認ください)。
- 保育中の方が一の事故に備えるため、利用者全員に日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただきます。掛け金の一部は保育料と別に負担していただきます。
- 兄弟姉妹がスクール児童館の利用登録を予定している場合、今回ご提出いただく就労証明書が利用希望日以降の就労を証明できる内容であれば、同一のものをお使いいただけますので、控えを保管しておいてください。

施設の一覧について

運営事業者	施設名	所在地	乳児	特別支援	延長	病児	休日	一時	電話番号
室蘭福祉事業協会	常盤保育所	栄町2-6-16	○	○	○	○	○	○	22-3887
	みどり保育園 ※施設統合により 令和7年3月末で廃園予定	母恋北町1-16-5	○	○	○				22-6296
	双葉保育所	みゆき町2-16-1	○	○	○	○			44-3612
	楽山保育園	宮の森町3-1-95	○	○	○				45-4215
	東町保育所	寿町1-11-5	○	○	○	○		○	44-3413
	白鳥保育所	白鳥台2-8-3	○	○	○				59-2570
ビハラー室蘭	港北保育所	本輪西町3-33-1	○	○	○	○			55-2200
	中島保育所	中島本町2-5-3	○	○	○	○	○	○	44-3793
北斗文化学園福祉会	ほくと保育園	高砂町3-11-48	○	○	○	○			45-8100
こどもの森幼稚園	ひかりの森幼稚園 (認定こども園)	港南町2-4-13	○	○	○				24-7878
北海道キリスト教学園	室蘭めばえ幼稚園 (認定こども園)	知利別町2-15-15	○	○	○				44-2388
明星学園	清泉幼稚園 (認定こども園)	祝津町3-16-1	○	○	○	○			27-5444
おおぞら学園	むろらんようちえん (認定こども園)	御前水町2-16-2	○	○	○				23-2554
坂本学園	ピノキオアルテ保育園 (小規模保育事業所)	中島町3-6-13	○	○	○				83-4886

市ホームページについて

「入所手続き」の詳細、「入所選考基準」、「保育料」は、下記の二次元バーコードより、市ホームページをご確認ください(申請書類は「入所手続き」からダウンロードできます)

《 入所手続き 》



《 入所選考基準 》



《 保育料 》

